

## 令和 5 年第 1 回神奈川県議会定例会 国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

## 2 公立中学校における休日の部活動の地域移行について

## (1) 経緯

- 令和 4 年 12 月、国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を策定した。
- 新ガイドラインでは、「Ⅰ 学校部活動」に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」及び「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」に、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等に係る国の考え方を示している。
- 国は、当初、令和 5 年度からの 3 年間で「改革集中期間」とし、地域移行を概ね達成する目標時期を示していたが、新ガイドラインでは、「改革推進期間」に改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととした。

## (2) 県の対応

県及び県教育委員会は、新ガイドラインを踏まえ、改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、その実情に応じて公立中学校における休日の部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県として一定の方針を示す。

## ア 「神奈川県部の部活動の在り方に関する方針」の改定

平成 30 年度に中学校及び高等学校（私立学校を含む。）を対象に策定した「神奈川県部の部活動の在り方に関する方針」について、新ガイドラインのⅠを踏まえ改定する。

## イ 休日の部活動の地域移行に関する方針の策定

公立中学校を対象に、地域移行に向けた県としての考え方、取り組むべき施策の方向性を方針として、新ガイドラインのⅡ～Ⅳを踏まえ新たに策定する。

## (3) 方針策定に向けた推進体制

令和 4 年 5 月から実施している、市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術団体等の関係者が参加する地域部活動連絡会において、情報共有等を行うとともに、令和 5 年度に、市町村教育委員会、スポーツ・文化芸

術団体及び学校関係の代表者並びに有識者等を構成員とする検討会を新たに設置し、休日の部活動の地域移行に関する方針（以下「地域移行に関する方針」という。）の策定に向けた協議を行う。

#### (4) 今後の予定

- 令和5年3月 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の改定
- 4月 地域移行に関する方針に係る検討会を設置
- 6月 地域移行に関する方針（素案）を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
- 9月 地域移行に関する方針（案）を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
- 10月 地域移行に関する方針を策定

# 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（第1回）

## 次 第

日時：令和5年4月27日（木）14時～16時30分

会場：県立スポーツセンター アリーナ1 研修室

### 1 開 会

- (1) あいさつ
- (2) 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会の役割について
- (3) 座長及び副座長の指名について

### 2 議 事

- (1) 地域移行に向けた国の取組について
- (2) 本県の部活動を取り巻く状況について
- (3) これまでの取組及び令和5年度の取組について
- (4) 本県の部活動に関する方針について

### 3 そ の 他

次回開催予定について

### 4 閉 会

#### <配付資料>

- 資料1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱
- 資料2 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備【概要】
- 資料3 本県の部活動を取り巻く状況について
- 資料4 これまでの取組及び令和5年度の取組について
- 資料5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】
- 資料6 部活動の地域移行に係る本県の方針について

## 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱

### (設置目的)

第1条 令和5年度からの改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取するため、神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立中学校における部活動の地域移行を進めるための施策に関する事項
- (2) その他、公立中学校における部活動の地域移行を進めるために必要な事項

### (設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、当該方針の策定までとする。

### (構成員)

第4条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

### (座長及び副座長の設置並びに権限)

第5条 検討会に座長、副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱は当該方針の策定をもって廃止する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

		構成団体
1	中学校部活動関係	神奈川県中学校文化連盟の代表者
2		神奈川県中学校体育連盟の代表者
3	学校	神奈川県公立中学校長会の代表者
4	学校関係団体	神奈川県PTA協議会の代表者
5		神奈川県教職員組合の代表者
6	市町村行政	神奈川県市町村教育委員会連合会の代表者
7		神奈川県都市教育長協議会の代表者
8		神奈川県町村教育長会の代表者
9		神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会の代表者
10		神奈川県町村体育振興連絡協議会の代表者
11	スポーツ団体・ 文化芸術団体等	公益財団法人神奈川県スポーツ協会の代表者
12		市スポーツ協会の代表者
13		町村スポーツ協会の代表者
14		神奈川県スポーツ推進委員連合会の代表者
15		総合型地域スポーツクラブの代表者
16		民間スポーツクラブの代表者
17	文化芸術団体等の代表者	
18	学識経験者	学識経験者

# 令和5年度の地域移行関連の取組について

国  
スポーツ庁  
文化庁

## 県の基本的な考え方

- 将来にわたり、中学生がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校における働き方改革も推進
- 市町村において地域移行に向けた方針等を策定する場合は、国のガイドライン及び県の方針を参考に策定
- 地域移行は、各市町村の実情に応じて段階的に推進
- 県は、積極的に進める市町村を支援・先行事例として広め、県全体の取組を押し上げる。

